

## 徳島県立富岡東高等学校学則 新旧対照表

徳島県立富岡東高等学校学則（新）	徳島県立富岡東高等学校学則（旧）																								
<h3>学 習 関 係 規 程 (看護科)</h3> <p><b>3 成績の処理ならびに評価に関する規程</b></p> <p>第2条 成績の処理の基準は次の各号による。</p> <p>(1) 45点に満たない得点は、欠点とし赤線で表示する。</p> <p>(2) 各教科・科目について平均点を学年末には原則として70±5点の範囲内に調整する。</p> <p>(3) 学年末における5段階評定の基準は、次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>評 点</td> <td>100～80</td> <td>79～60</td> <td>59～46</td> <td>45</td> <td>44～</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table> <p><b>4 出欠に関する規程</b></p> <p>(出席簿の記録)</p> <p>第1条 ホームルーム出席簿の一日の記録は原則として次の例による。</p> <p>(1) 始業から終業まで一日中不在の時・・・欠席1</p> <p>(2) 朝のホームルームに遅れた時・・・遅刻1</p> <p>(3) 第3限より登校した時・・・遅刻1、欠課2</p> <p>(4) 第4限のみを欠いた時・・・欠課1</p> <p>(5) 最終時限より下校した時・・・早退1、欠課1</p> <p>(6) 後のHRを欠いた時・・・早退1</p> <p>2 授業の授業時間の10分の3以上受けなかった時は欠課とする</p>	評 点	100～80	79～60	59～46	45	44～	評 定	5	4	3	2	1	<h3>学 習 関 係 規 程 (看護科)</h3> <p><b>3 成績の処理ならびに評価に関する規程</b></p> <p>第2条 成績の処理の基準は次の各号による。</p> <p>(1) 45点に満たない得点は、欠点とし赤線で表示する。</p> <p>(2) 各教科・科目について平均点を学年末には原則として70±5点の範囲内に調整する。</p> <p>(3) 学年末における5段階評定の基準は、次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>評 点</td> <td>100～80</td> <td>79～55</td> <td>54～46</td> <td>45</td> <td>44～</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table> <p><b>4 出欠に関する規程</b></p> <p>(出席簿の記録)</p> <p>第1条 ホームルーム出席簿の一日の記録は原則として次の例による。</p> <p>(1) 始業から終業まで一日中不在の時・・・欠席1</p> <p>(2) 朝のホームルームに遅れた時・・・遅刻1</p> <p>(3) 第3限より登校した時・・・遅刻1、欠課2</p> <p>(4) 第4限のみを欠いた時・・・欠課1</p> <p>(5) 最終時限より下校した時・・・早退1、欠課1</p> <p>(6) 後のHRを欠いた時・・・早退1</p> <p>2 授業の授業時間の2分の1以上受けなかった時は欠課とする。</p>	評 点	100～80	79～55	54～46	45	44～	評 定	5	4	3	2	1
評 点	100～80	79～60	59～46	45	44～																				
評 定	5	4	3	2	1																				
評 点	100～80	79～55	54～46	45	44～																				
評 定	5	4	3	2	1																				

## 徳島県立富岡東高等学校学則 新旧対照表 ②

徳島県立富岡東高等学校学則（新）	徳島県立富岡東高等学校学則（旧）
<h3>生徒指導関係規程(看護科)</h3>	<h3>生徒指導関係規程(看護科)</h3>
<p><b>2 服装等規定</b></p> <p>(1) 制服</p> <p>ア 本校指定の制服を用いる。(スカートまたはスラックスを着用)</p> <p>イ スカートの長さは、膝の中央より長いスカート丈とすること。</p> <p>ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。(裾を踏まない程度)</p> <p>エ スラックスにはベルト(黒または茶色、華美でないもの)を使用する。</p> <p>オ ソックスは黒、白または紺色の無地とする。(ワンポイント可)</p> <p>カ 髪をまとめる場合は、黒・紺・茶色のゴム(布状のものを含む)とする。</p> <p>(2) 防寒具</p> <p>ア 防寒着は、社会通念上ジャケットの上に羽織る保温性の高いコート類を基本とする。</p> <p>イ 特に寒いときには学校指定セーターの着用を認める。令和5年度以前の入学生については、学校指定ではないセーター等(黒または紺色の無地)の着用を認める。ただし、制服からはみ出ないように着こなす。また、ベストの代用としてセーター等の着用を認めない。</p>	<p><b>2 服装等規定</b></p> <p>(1) 男子制服</p> <p>ア 本校指定の制服を用いる。</p> <p>イ ソックスは無地(黒・白・紺色)を基調とする華美でないものを用いる。</p> <p>ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。(裾を踏まない程度)</p> <p>エ スラックスにはベルト(黒又は茶色、華美でないもの)を使用する。</p> <p>(2) 女子制服</p> <p>ア 本校指定の制服を用いる。(スカートまたはスラックスを着用)</p> <p>イ スカートの長さは、膝の中央より長いスカート丈とすること。</p> <p>ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。(裾を踏まない程度)</p> <p>エ スラックスにはベルト(黒または茶色、華美でないもの)を使用する。</p> <p>オ ソックスは無地(黒・白・紺色)を基調とする華美でないものを用いる。</p> <p>カ 髪をまとめる場合は、黒・紺・茶色のゴム(布状のものを含む)とする。</p> <p>(3) 防寒具</p> <p>ア 防寒着は、社会通念上ジャケットの上に羽織る保温性の高いコート類を基本とする。</p> <p>イ 特に寒いときにはカーディガン等(黒または紺色の無地)の着用を認める。ただし、制服からはみ出ないように着こなす。また、ベストの代用としてカーディガン等の着用を認めない。</p>
<p>※制服画像の説明に「女子制服」「男子制服」と記載なし</p>	<p>※制服画像の説明に「女子制服」「男子制服」と記載あり</p>

徳島県立富岡東高等学校学則 新旧対照表 ①

徳島県立富岡東高等学校学則（新）	徳島県立富岡東高等学校学則（旧）
<p style="text-align: center;">生徒指導関係規程(看護科)</p> <p>2 服装等規定</p> <p>(1) 制服</p> <p>ア 本校指定の制服を用いる。(スカートまたはスラックスを着用)</p> <p>イ スカートの長さは、膝の中央より長いスカート丈とすること。</p> <p>ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。(裾を踏まない程度)</p> <p>エ スラックスにはベルト(黒または茶色、華美でないもの)を使用する。</p> <p>オ ソックスは黒、白または紺色の無地とする。(ワンポイント可)</p> <p>カ 髪をまとめる場合は、黒・紺・茶色のゴム(布状のものを含む)とする。</p> <p>(2) 防寒具</p> <p>ア 防寒着は、社会通念上ジャケットの上に羽織る保温性の高いコート類を基本とする。</p> <p>イ 特に寒いときにはカーディガン等(黒または紺色の無地)の着用を認める。ただし、制服からはみ出ないように着こなす。また、ベストの代用としてカーディガン等の着用を認めない。</p> <p>※制服画像の説明に「女子制服」「男子制服」と記載なし</p>	<p style="text-align: center;">生徒指導関係規程(看護科)</p> <p>2 服装等規定</p> <p>(1) 男子制服</p> <p>ア 本校指定の制服を用いる。</p> <p>イ ソックスは無地(黒・白・紺色)を基調とする華美でないものを用いる。</p> <p>ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。(裾を踏まない程度)</p> <p>エ スラックスにはベルト(黒又は茶色、華美でないもの)を使用する。</p> <p>(2) 女子制服</p> <p>ア 本校指定の制服を用いる。(スカートまたはスラックスを着用)</p> <p>イ スカートの長さは、膝の中央より長いスカート丈とすること。</p> <p>ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。(裾を踏まない程度)</p> <p>エ スラックスにはベルト(黒または茶色、華美でないもの)を使用する。</p> <p>オ ソックスは無地(黒・白・紺色)を基調とする華美でないものを用いる。</p> <p>カ 髪をまとめる場合は、黒・紺・茶色のゴム(布状のものを含む)とする。</p> <p>(3) 防寒具</p> <p>ア 防寒具は、無地を基調とする華美でないものを用いる。</p> <p>イ 特に寒いときにはカーディガン等(黒または紺色の無地)の着用を認める。ただし、制服からはみ出ないように着こなす。また、ベストの代用としてカーディガン等の着用を認めない。</p> <p>※制服画像の説明に「女子制服」「男子制服」と記載あり</p>

## 徳島県立富岡東高等学校学則 新旧対照表

徳島県立富岡東高等学校学則（新）	徳島県立富岡東高等学校学則（旧）
<p>学生生活指導関係規程（専攻科）</p> <p>2 服装等規程</p> <p>(1) 本校指定の学生服を着用する。            ジャケット（グレー）            スカート（グレー，Aラインスカート）                ただし，スカートの長さは膝の中央より長い丈とする            スラックス（グレー）                ただし，着用の際には黒や茶色などの華美でないベルトを使用する            シャツ又はブラウス（白色のみ）</p> <p>(2) 着用期間      ※季節の変わり目には別に移行期間を設定する。            冬服（4月～5月，10月～3月）                ジャケット，スカート又はスラックス，白いシャツ                又はブラウス            夏服（6月～9月）                スカート又はスラックス                白いシャツ又はブラウス                （袖のあるものを着用し，裾をスカート又スラックスに入れる）</p> <p>(3) 防寒着は，社会通念上ジャケットの上に羽織る保温性の高いコート類を基本とする。また，寒いときには制服の中にカーディガン等（黒または紺色の無地）の着用を認めるが，制服から見えないように着こなす。</p> <p>(4) 通学靴は華美でないものを用いる</p> <p>(5) 清潔・整髪を心掛け、アクセサリ・脱色・染色等はしない。</p>	<p>学生生活指導関係規程（専攻科）</p> <p>2 服装等規程</p> <p>(1) 本校指定の学生服を着用する。            ジャケット（男女，グレー）            スカート（女子，グレー，Aラインスカート）                ただし，スカートの長さは膝の中央より長い丈とする            スラックス（男女，グレー）                ただし，着用の際には黒や茶色などの華美でないベルトを使用する            シャツ又はブラウス（男女，白色のみ）</p> <p>(2) 着用期間      ※季節の変わり目には別に移行期間を設定する。            冬服（4月～5月，10月～3月）                ジャケット，スカート又はスラックス，白いシャツ                又はブラウス            夏服（6月～9月）                スカート（女子）又はスラックス                白いシャツ又はブラウス                （袖のあるものを着用し，裾をスカート又スラックスに入れる）</p> <p>(3) 防寒具等について、特に寒いときにはカーディガン等の着用を認めるが、制服から見えないように着こなす。ただし、色は黒及び紺とし華美でないものを用いる。</p> <p>(4) 通学靴は華美でないものを用いる</p> <p>(5) 清潔・整髪を心掛け、専攻科生としてふさわしいものとする。            （脱色・染色等はない）</p>

徳島県立富岡東高等学校学則 新旧対照表

徳島県立富岡東高等学校学則（新）	徳島県立富岡東高等学校学則（旧）
<p>学生生活指導関係規程（専攻科）</p> <p>4 出欠に関する規程</p> <p>（出席簿の記録）</p> <p>第10条 ホームルーム出席簿の一日の記録は原則として次の例による。</p> <p>（1）始業から終業まで一日中不在の時・・・欠席1</p> <p>（2）朝のホームルームに遅れた時・・・遅刻1</p> <p>（3）第3限より登校した時・・・遅刻1、欠課4</p> <p>（4）第4限のみを欠いた時・・・欠課2</p> <p>（5）第4時限より下校した時・・・早退1、欠課2</p> <p>2 授業の授業時間の10分の3以上受けなかった時は欠課とする。</p>	<p>学生生活指導関係規程（専攻科）</p> <p>4 出欠に関する規程</p> <p>（出席簿の記録）</p> <p>第10条 ホームルーム出席簿の一日の記録は原則として次の例による。</p> <p>（1）始業から終業まで一日中不在の時・・・欠席1</p> <p>（2）朝のホームルームに遅れた時・・・遅刻1</p> <p>（3）第3限より登校した時・・・遅刻1、欠課4</p> <p>（4）第4限のみを欠いた時・・・欠課2</p> <p>（5）第4時限より下校した時・・・早退1、欠課2</p> <p>2 授業の授業時間の2分の1以上受けなかった時は欠課とする。</p>